



# 佐賀県公報

平成16年  
4月1日  
(木曜日)  
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく希少野生動植物種の指定
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

(一九九・環境課) 一

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務の委託
- 吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

(三〇〇・建設・技術課) 一

(三〇一・まちづくり推進課) 二

(三〇二・〃) 三

(三〇三・道路課) 三

(三〇四・〃) 三

## 告示

### ● 佐賀県告示第二百九十九号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第五十四条第一項の規定により、次の種を希少野生動植物種として指定した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県告示第三百号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定により佐賀県知事(以下「知事」という。)から建設業の許可を受けたものに対して行う経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

区分	和名	科名	指定の理由
ヒレフリカラマツ	ハイビヤクシン	ヒノキ	本県内に生育する希少な野
オキナグサ	キンポウゲ		

鳥類		甲殻類	植物		
マナヅル	ナベヅル	カブトガニ	クロカミラン	カンラン	チゴユリ
ツル		カブトガニ	ラン		ユリ

本県内に生息する希少な野生動物種のうち、特に開発工事等による影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るために、鹿児島県出水地区に集中して飛来越冬しており、その集団感染病による絶滅防止対策として伊万里市長浜干拓への飛来生息を促し、分散化させることにより、種の保護を図るため。

**一 申請の時期**

日曜日及び土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除き、知事が別に指定した日において、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受けるものとする。

**二 申請の方法**

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求については、知事が別に指定した日に提出するものとする。

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料の納付  
次に掲げる手数料につき、それぞれ次に掲げる額を佐賀県収入証紙により納付するものとする。

(一) 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千百円に審査対象建設業一種類につき一千三百円として計算した額

(二) 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

**四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知**

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知は、省令別記様式第二十五号の十二により郵送で通知するものとする。

**五 再審査の方法**

(一) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を行い、当該経営規模等評価の結果について異議があるときは、結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。この場合において、経営規模等評価の申請及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

- ア 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書  
イ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し  
ウ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類

(二) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。

この場合において、経営規模等評価の申請及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

**六 問い合わせ先**

県土づくり本部 建設・技術課

佐賀市城内一丁目一番五十九号

電話番号 ○九五二（二五）七一五三

**●佐賀県告示第三百一号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成十六年四月一日

名 称	住 所	使 用 料 等 の 徴 収 場 所
財團法人公園緑地管理財	東京都港区虎ノ門四丁目二番二 一號	吉野ヶ里歴史公園

●佐賀県告示第三百二号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

年 月 日	免 除 す る 使 用 料 等
平成一六年四月二四日	入園料及び駐車場の使用料

●佐賀県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年四月一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三百四号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十六年四月一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	道 路 の 区 間		区 域
	前	後	
県道 塩屋大曲線	三〇・八	五五・七	幅 メートル
	一二・四	一二・四	員 メートル
	一、三三七・七	九五一・〇	延 長 メートル
伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	変更前 後

県道 塩屋大曲線	路 線 名
伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで

平成一六・四・一

佐賀県知事 古川

康

申購  
込  
読  
料  
一  
か  
年  
二  
八、  
八  
〇  
〇  
円(送  
料共  
計)

発行者  
平成十六年四月一日  
佐賀県知事  
古川康行

印刷所  
発行定日  
毎週月水金曜日  
西部印刷企画(株)